

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和３年２月１２日（諮問第１３３号）

答申日：令和４年２月 ８日（答申第９５号）

事件名：砂防堰堤の建設に関する文書の部分公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第１ 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、「湯沢市滝ノ沢山にある滝ノ沢川と下山谷川の砂防堰堤について、当時の測量図に基づいた土地所有者から建設について了承を得て建設したことが分かる書類及び占有するにあたり、滝ノ沢山〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇番地の所有者と思われる者とどのような合意や承諾があったのかが分かる書類」（以下「本件対象文書」という。）について行った、部分公開決定は妥当である。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 公開請求の内容

審査請求人は、令和２年９月３０日、秋田県情報公開条例（昭和６２年秋田県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

２ 実施機関の決定

実施機関は、令和２年１０月１４日、本件公開請求に対し、条例第１０条第１項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和２年１２月２５日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、土地の使用や占有についての合意や承諾を示す文書は存在しないとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

実施機関は、本件処分の理由を、秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例（以下、「旧条例」という。）第6条第1項第1号に該当するためとし、官報に掲載されている当該砂防指定の標柱が存する土地の地番以外は非公開であるとしているが、滝ノ沢山〇〇〇及び〇〇〇は砂防指定地の標柱が存在しているにもかかわらず地番が公開されていない。

また、滝ノ沢山〇については立木補償に対する物件移転補償契約書が公開されたが、これは占有の合意や同意を示す書類ではないため、本件処分は誤りである。さらに、滝ノ沢山〇〇〇については土地売買契約書が公開されているが、法務局に備え付けられた地図と位置関係が異なっており、合意や承諾はないものと考えられる。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 非公開の判断理由

本件対象文書のうち、土地売買契約書の売渡人の住所、氏名、印影、土地の売買代金、土地表示欄に記載の官報に掲載されている当該砂防指定の標柱が存する土地以外の地番、地積、金額の各欄及び、物件移転補償契約書の所有者の住所、氏名、印影、物件その他通常受ける損失補償の表示欄に掲載されている当該砂防指定の標柱が存する土地以外の地番、金額、同契約書第1条第2項の物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償金額の各欄は、旧条例第6条第1項の「公文書の公開をしないことができる」もののうち、第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当すると認められる情報であることから非公開とした。

2 審査請求人の主張に対する反論

(1) 官報に掲載された地番の公表について

砂防指定の標柱が存する土地として官報に掲載されている、字滝ノ

沢山〇〇〇に係る土地売買契約書及び物件移転補償契約書については地番を公開しており、地番を公開していないという審査請求人の主張は事実と異なる。契約書類等に記載されている地番が官報に掲載されている当該砂防指定の標柱が存する土地の地番と一致する場合は「何人でも閲覧することができるもの」に該当すると判断して公開し、一致しない場合は非公開としている。

(2) 占有の合意又は同意を示す書類について

審査請求人は、実施機関が公開した立木補償に対する物件移転補償契約書は土地の占有の合意や承諾を示す書類には該当せず、本件処分が誤りであると主張しているが、これは情報公開制度における旧条例の非公開基準の適用に関する主張ではなく、請求する理由には当たらない。情報公開制度にそぐわない審査請求は棄却されるべきである。

(3) 公開した土地売買契約書について

審査請求人は実施機関が公開した土地売買契約書に対し、法務局に備え付けの地図と位置関係が異なることを理由に占有の合意、承諾はないと主張しているが、契約書が存在しているにも関わらず、売買の合意や承諾はないはずであるという個人的な考えを述べたものに過ぎず、旧条例の非公開基準の適用に関する不服、すなわち処分に対する不服には当たらない。情報公開制度にそぐわない審査請求は棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

1	令和	3年	2月15日	諮問の受付
2	同	年	4月23日	審議
3	同	年	6月15日	実施機関による意見陳述
4	同	年	7月21日	審議
5	同	年	9月6日	審議
6	同	年	10月7日	審議
7	同	年	11月29日	審議
8	令和	4年	1月26日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分及び審査請求の概要

実施機関は、別紙のとおり本件対象文書を特定したうえで、旧条例第6条第1項第1号に該当するとして、①土地売買契約書の売渡人の住所、氏名、印影、売買代金、土地表示欄に記載の官報に掲載されている当該

砂防指定の標柱が存する土地以外の地番、地積、金額の各欄及び、②物件移転補償契約書の所有者の住所、氏名、印影、物件その他通常受ける損失補償の表示欄に記載されている当該砂防指定の標柱が存する土地以外の地番、金額、同契約書第1条第2項の物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償金額の各欄を非公開とする部分公開決定を行った。

これに対して審査請求人は、審査請求書、反論書、意見書を通じて、砂防指定地の標柱が存在しているにも関わらず公開していない地番があること、実施機関が公開した立木の物件移転補償契約書や土地売買契約書は、自身が公開請求した土地の所有者と土地の占有に当たっての合意や承諾があったことが分かる資料に該当しないことを主張し、本件請求に対する書類は存在しないとする裁決を求めている。

2 旧条例第6条第1項第1号該当性

(1) 旧条例第6条第1項第1号の趣旨について

本号は文書を公開しないことができる情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。

これは、プライバシー保護の観点から個人に関する情報は原則非公開とする旨を定めたものであるが、一方で、同号ただし書きでは、(一)「法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの」、(二)「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」、(三)「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」のいずれかに該当する場合は例外として公開することとし、個人に関する情報であっても明らかにプライバシーの侵害にならないものや、公益上公開の必要があるものについては、公開を認めることとして、「原則公開」と「プライバシー保護」の調整を図っているものである。

(2) 非公開の判断について

これらを踏まえて、実施機関が同号に該当するとして非公開とした部分について検討すると以下のとおりとなる。

本件処分において、同号を根拠に実施機関が非公開としている情報は、①土地売買契約書の売渡人の住所、氏名、印影、売買代金、土地表示欄に記載の官報に掲載されている当該砂防指定の標柱が存する土地以外の地番、地積、金額の各欄及び、②物件移転補償契約書の所有者の住所、氏名、印影、物件その他通常受ける損失補償の表示欄に記載されている当該砂防指定の標柱が存する土地以外の地番、金額、同契約書第1条第

2 項の物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償金額の各欄である。

実施機関が非公開としたこれらの情報のうち、各契約書上に記載されている個人の住所や氏名、印影は、特定の個人が識別される情報であり、地番、地積は他の情報と結びつけることにより個人を特定することができる情報であることから、いずれも旧条例第6条第1項第1号の非公開情報に該当すると判断でき、かつ、例外規定（一）～（三）にも該当しないものである。

また、売買代金や損失補償金額については、公開することにより特定の個人の具体的な収入額が明らかになるなど、プライバシーが侵害されるおそれがある情報であるため、同号の非公開情報に該当するものと判断される。

3 地番の非公開について

審査請求人は滝ノ沢山〇〇〇と〇〇〇について、砂防指定地の標柱が存在しているにも関わらず地番が公開されていないと主張しているが、当審査会において確認したところ、〇〇〇に係る契約書の地番は実施機関により公開されていること、〇〇〇については官報に掲載された地番に関する契約書が存在しないために公開されていないことが認められ、結果として、実施機関による公開請求への対応に不適切な点は認められなかった。

4 実施機関による文書の特定及び公開について

審査請求人は、立木等の物件移転補償契約書及び、法務局に備え付けられた地図と位置関係が異なる地番の土地売買契約書は、土地の占有に対する合意や承諾を示す書類ではないと主張し、土地賃貸借契約書又は土地使用貸借契約書が存在するはずだとしてその公開を求めているが、実施機関が保有する本件対象文書は、部分公開した土地売買契約書及び物件移転補償契約書が全てであり、実施機関は保有する対象文書を漏れなく特定し、公開すべき部分は適切に公開していることを、当審査会として確認した。

5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。審査請求人は当審査会に対して、その他種々の主張を展開しているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	赤 坂 薫	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士

特 定 し た 文 書

1 通常砂防（都市対策）工事

滝ノ沢川施行に伴う土地売買契約書6件（契約年月日：昭和63年12月26日または昭和64年1月6日）、物件移転補償契約書9件（契約年月日：昭和63年12月26日または昭和64年1月6日）

2 通常砂防（都市対策）工事

下山谷沢川施行に伴う土地売買契約書2件（契約年月日：平成元年12月15日）、物件移転補償契約書8件（契約年月日：平成元年12月15日または平成2年2月20日）